

情報漏えい保険 団体制度のご案内

※本制度は「サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）」の愛称です。

① 国庫補助ランク毎の
保険料設定で、手続き
も簡便

② 情報漏えいの
「おそれ」が発生した
場合も対象

③ 法律上の損害賠償金だけ
でなく見舞金等の各種
費用もお支払い対象

④ サイバー攻撃の発見時に
要する各種対応費用や、
セキュリティ事故の再発防止
のために支出する費用も対象

保険期間

2024年4月1日午後4時～
2025年4月1日午後4時

募集締切日

2024年3月19日(火)

※中途加入も可能です。

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

担当課：公務第一部公務第二課 TEL 03-3515-4124

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

取扱代理店(お問い合わせ先)：株式会社 全福サービス

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-4-8

TEL 03-3252-2012

NCO 神田須田町 5F

FAX 03-3258-8878

この保険は東京海上日動を幹事会社とする、あいおいニッセイ同和損保との共同保険です。

ご加入方法

加入依頼書提出先

株式会社 全福サービス

＜年間加入の場合＞

3月19日（火）までに添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、
取扱い代理店：全福サービスまでご送付またはFAXいただくか、全福サービスホームページよりお手続きください。

また、保険料を3月19日（火）までに別紙記載の振込先へお振込みください。

＜中途加入の場合＞

加入希望日の前日（前日が休祝日の場合はその前日）までに添付の「加入依頼書」
に必要事項をご記入・ご捺印の上、取扱い代理店：全福サービスまでご送付または
FAXいただくか、全福サービスホームページよりお手続きください。

また、保険料（※）も加入希望日の前日（前日が休祝日の場合はその前日）までに
別紙記載の振込先へお振込みください。

※中途加入保険料につきましては代理店：全福サービス（03-3252-2012）までご照会く
ださい。

※2024年1月の商品改定により、「データ等復旧費用」の名称が「コンピュータシステム復旧費用」に変更となりました。
一方、当制度においては商品改定に伴う補償拡大はなく、保険料・補償範囲に変更はございませんので、パンフレット上は
「データ復旧費用」と記載いたします。補償内容はp.6をご確認ください。

情報漏えい保険の概要

保険契約者

（公社）全国シルバー人材センター事業協会

この保険は、（公社）全国シルバー人材センター事業協会をご契約者とし、（公社）全国シ
ルバー人材センター事業協会会員を記名被保険者とする情報漏えい保険の団体契約で
す。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、ご契約者である（公社）
全国シルバー人材センター事業協会が有します。

ご加入者
（記名被保険者）

（公社）全国シルバー人材センター事業協会会員の皆様

（公社）全国シルバー人材センター事業協会会員以外の方は、この保険に加入することが
できませんのでご注意ください。

被保険者

- ・記名被保険者
- ・記名被保険者の役員または使用人
（ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限りです。）

損害賠償責任に関しては、

情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

サイバーセキュリティ事故対応費用に関しては、

情報の漏えいまたはそのおそれや、それを引き起こすおそれのあるサイバー攻撃等に起因して一定期間内に生じたサイバー
攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。

【用語の定義】

コンピュータシステム

情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁氣的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。

サイバー攻撃

コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。

- ア. コンピュータシステムへの不正アクセス
- イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為
- ウ. マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。）
- エ. コンピュータシステムで管理される磁氣的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為

事故対応期間

被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故を発見した時から、その翌日以降 1 年が経過するまでの期間をいいます。

情報の漏えい

電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。
紙媒体で保有する情報の漏えいを含みます。

- ア. 個人情報（下記の通り）
- イ. 法人情報（記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。）
- ウ. アまたはイ以外の公表されていない情報（記名被保険者に関する情報を除きます。）

漏えい

次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。

- ア. 個人情報が被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。以下同様とします。）
- イ. 法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと
- ウ. 個人情報・法人情報以外の公表されていない情報が、第三者（その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。）に知られたこと

本保険で対象とする「個人情報」

記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。）により特定の個人を識別することができるもの。なお、次のものを含みます。
 - （ア）氏名のみ情報
 - （イ）他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報
- イ. 個人識別符号（*）が含まれるもの

（*）個人識別符号とは、マイナンバー・運転免許証番号・旅券番号・基礎年金番号・保険証番号、このほか個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号をいいます。

フォレンジック調査

セキュリティ事故やサイバー犯罪の対象となったコンピュータに残されたデータを収集し、原因や痕跡などを調査分析する手段をいい、法的証拠となるデータの保全も含まれます。
この費用は、PC 一台あたり、100万円近くかかると言われています。

マルウェア

ウイルス、ワーム、スパイウェアなどの「悪意のこもった」ソフトウェアのことで、「悪の」を意味する「mal-（マル）」という接頭辞とソフトウェアを組み合わせた造語です。
遠隔地のコンピュータに侵入したり攻撃したりするソフトウェアや、ウイルスのようにコンピュータに侵入して他のコンピュータへの感染活動や破壊活動を行ったり、情報を外部に漏えいさせたりする有害なソフトウェアを指します。
マルウェアに感染してしまうと、メールを送信していないのに勝手に送信されてしまう、送金していないのに勝手に送金されてしまう、閲覧の権限を勝手に変えられてしまうといった被害が発生します。

保険料・支払限度額・免責金額

保険料は各シルバー人材センターの直近の国庫補助金のランク別に定額保険料を設定します。

タイプ	賠償責任部分 支払限度額 (1請求・保険期間中) (*1)(*2)	サイバーセキュリティ 事故対応費用部分 支払限度額 (1事故または訴訟対応費用につ いては1請求・保険期間中)(*3)	年間保険料		
			国庫補助 ランクA	国庫補助 ランクB	国庫補助 ランクC (※)
Iタイプ	2億円 (免責金額：1請求につき10万円)	1千万円 (免責金額：1事故または1請求につき10万円)	138,380円	79,740円	28,500円
IIタイプ	1億円 (免責金額：1請求につき10万円)	1千万円 (免責金額：1事故または1請求につき10万円)	125,570円	72,360円	25,500円
IIIタイプ	5千万円 (免責金額：1請求につき10万円)	5百万円 (免責金額：1事故または1請求につき10万円)	101,580円	58,540円	22,500円

(※) Cランクは新規設立センター（ランク認定前）、国庫補助対象外センター、都道府県のシルバー人材センター連合会を含みます。

- (*1) 基本契約（賠償責任部分）、メール送受信等賠償責任担保特約の限度額・免責金額が共有となります。
- (*2) この保険契約においてお支払いする保険金の額は、賠償責任部分・サイバーセキュリティ事故対応費用部分およびその他の特約条項でお支払いするすべての保険金を合算して、賠償責任部分支払限度額（保険期間中）が限度となります。但し、個人情報漏えい見舞費用は被害者1名につき1,000円、法人見舞費用は被害法人1法人につき5万円を限度とします。
- (*3) 「サイバーセキュリティ事故対応費用部分」の詳細については以下の表の通りの支払限度額および縮小支払割合となります。

項目	支払限度額	縮小支払割合
①サイバー攻撃対応費用 ②原因・被害範囲調査費用 ③相談費用	上記表のサイバーセキュリティ事故対応費用部分支払限度額	I (*4)：100% II (*5)：90%
④データ等復旧費用 ⑤その他事故対応費用		100%
⑥再発防止費用		90%
⑦訴訟対応費用		100%

- (*4) セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置(*6)により客観的に明らかになった場合（サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果としてサイバー攻撃が生じていた場合）
- (*5) セキュリティ事故のうち(*4)以外および風評被害事故の場合
- (*6) 次のいずれかをいいます。
- ①公的機関に対する届出または報告等（文書によるものに限ります。）
 - ②新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道
 - ③被害者または被害法人に対する詫言状の送付
 - ④公的機関からの通報

【想定事事故事例】

本事例は、公表されている事故や調査レポート、および東京海上日動のサイバーリスク保険および超ビジネス保険（サイバー・情報漏えい補償）の保険金支払事例をもとに作成したものです。実際の保険金支払いについては、個別の事案の内容をもとに判断されますのでご注意ください。

- ◆センターにおけるシステムの脆弱性を突かれ、不正アクセスを受けた結果、会員の個人情報が漏えい。
会員へのお詫び・注意喚起をメール・郵送で実施した。（お支払い項目：個人情報漏えい見舞費用）
- ◆職員のPCが不正にログインされ、外部に添付ファイル付きメールが送信された。
感染源や経路特定のためにフォレンジック調査を実施。（お支払い項目：原因・被害範囲調査費用）
- ◆情報システムへの不正アクセスにより、PCが乗っ取られ、インターネットの閲覧履歴や内部の設定などが書き換えられた形跡、およびデータが暗号化され閲覧不能な状態を発見した。
外部機関に原因調査および被害範囲の調査を依頼し、データを復旧した。（お支払い項目：原因・被害範囲調査費用、データ等復旧費用）
- ◆センターのPC数台がマルウェアに感染していることが判明。専門業者へ相談を開始した。
情報漏えいの恐れについて外部に公表、専門業者へ相談を開始した。（お支払い項目：社告費用・コンサルティング費用）
- ◆受信した不審メールに添付されたワード文書のマクロを有効化したことで、社内PC1台がマルウェアのEmotetに感染。また、Emotetの追加感染機能により、別のマルウェア「Zloader」に感染。感染後、取引先に被保険者名を偽装したメールが発信された。
外部専門事業者による調査、対応の相談を実施し、再発防止策としてセキュリティシステムを導入。（お支払い項目：原因・被害範囲調査費用、コンサルティング費用、再発防止費用）

お支払いする保険金の種類

賠償責任部分とサイバーセキュリティ事故対応費用部分のセット商品となっております。

情報漏えい保険

賠償責任部分

《情報通信技術特別約款(情報漏えい限定担保用)》

保険金をお支払いする損害

- ① 法律上の損害賠償金
- ② 保険会社の同意を得て支出した、賠償責任に関する訴訟費用、弁護士費用等の争訟費用
- ③ 保険会社の要請に伴う協力費用

●保険金をお支払いする場合

情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。
(*1) (*2)

(*1) 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。

(*2) 日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

●保険金のお支払い方法は次のとおりです。

上記①の損害賠償金については、合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。

上記②、③の費用は、合計額に対して、保険金をお支払いします。

サイバーセキュリティ事故対応費用部分

《サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項》

保険金をお支払いする損害

- ① サイバー攻撃対応費用
(コンピューターシステム遮断費用、サイバー攻撃の有無確認費用)
- ② 原因・被害範囲調査費用
- ③ 相談費用
(コンサルティング費用、弁護士費用、風評被害拡大防止費用)
- ④ データ等復旧費用
- ⑤ その他事故対応費用
(人件費、交通費・宿泊費、通信費・コールセンター委託費用等、個人情報漏えい通知費用、社告費用、個人情報漏えい見舞費用、法人見舞費用、クレジット情報モニタリング費用、公的調査対応費用、損害賠償請求費用)
- ⑥ 再発防止費用
- ⑦ 訴訟対応費用

(注1) 損害額から免責金額(10万円)を差し引いた額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。

保険金・各種費用の定義

賠償責任部分

保険金・費用の種類	定 義
①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談等も含みます。）
③協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

サイバーセキュリティ事故対応費用部分

費用の種類	定 義
①サイバー攻撃対応費用	次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報（*1）によって発見されていたときに支出する費用に限りします。 ア. コンピュータシステム遮断費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限りします。
②原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。
③相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。（*2） ア. 弁護士費用 弁護士報酬（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。）をいいます。ただし、次のものを除きます。 （ア）保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対する費用 （イ）刑事事件に関する委任にかかる費用 （ウ）「⑤その他事故対応費用 コ. 損害賠償請求費用」の費用 イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。） ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。）
④データ等復旧費用	セキュリティ事故により消失・破壊・改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元・修復・再製作・再取得にかかる費用をいいます。（*2） なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。
⑤その他事故対応費用	次のアからコの費用をいいます。ただし、①～④および⑦訴訟対応費用を除きます。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、エに規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用 オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。

⑤その他事故 対応費用	カ. 個人情報漏えい見舞費用(*2) 公表等の措置(*3)により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対して謝罪のために支出する次の費用 (ア) 見舞金 (イ) 金券(保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。)の購入費用 (ウ) 見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。) キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対して謝罪のために支出する見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。)。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置(*3)によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限りします。 ク. クレジット情報モニタリング費用(*2) クレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア) 弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するもの・刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。) (イ) 通信費 (ウ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ) コンサルティング費用(*2) コ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための争訟費用
⑥再発防止費用	セキュリティ事故の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含みます。(*2) ただし、②原因・被害範囲調査費用、③相談費用およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。
⑦訴訟対応費用	次の費用のうち、この保険契約で対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用

(*1) 次のいずれかをいいます。

ア. 公的機関(サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。)からの通報

イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告

(*2) 引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りします。

(*3) 次のいずれかをいいます。

①公的機関に対する届出または報告等(文書によるものに限りします。)

②新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道

③被害者または被害法人に対する詫言状の送付

④公的機関からの通報

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた損害は、保険金のお支払い対象となりません。

次の事由について、保険金をお支払いするかどうかの判断は、被保険者ごとに個別に行います。

- 保険契約者または被保険者の故意
- 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）等

次の事由については、保険金をお支払いするかどうかの判断を、被保険者ごとに個別には行わず、すべての被保険者に対して保険金をお支払いしません。

- 地震、噴火、津波、洪水、高潮
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
- 他人の身体の障害
- 他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- 特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害に対しては、適用しません。
- 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- 被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）
- 被保険者の暗号資産交換業の遂行
- 被保険者相互間における損害賠償請求
- 保険金の支払いを行うことにより引受保険会社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合
- 被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版等

付帯される特約条項

メール送受信等賠償責任担保特約条項

被保険者が日本国内において行うホームページの運営・管理業務または電子メールの送受信業務に伴い、次の事由により発生した他人の事業の休止もしくは阻害、プログラムもしくはデータ（以下「プログラム等」といいます。）の滅失もしくは破損または人格権侵害等（情報の漏えいまたはそのおそれによるものを除きます。）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

- ① コンピュータ・ウィルスの感染
- ② 他者による不正アクセス
- ③ 被保険者が電子メールで発信したプログラム等のかし

「お支払いする保険金の種類」につきましては、基本契約の賠償責任部分をご参照ください。

〈保険金をお支払いできない主な場合〉

次の事由等に起因する損害

- ① 保険期間の開始時に保険契約者または被保険者がその発生またはそのおそれを知っていた事故（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- ② ソフトウェアの開発またはプログラム作成
- ③ 対象業務の履行不能または履行遅滞
- ④ 被保険者の支払不能または破産
- ⑤ 被保険者以外の者に販売、納入または引き渡したコンピュータシステムの不具合
- ⑥ 被保険者以外の者から管理またはメンテナンスを受託したコンピュータシステムの不具合
- ⑦ 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ⑧ 被保険者の下請負人または共同事業者に対する賠償責任

等

被保険者は回収等の措置の実施義務を負います。

サイバーリスク総合支援サービスのご案内

本情報漏えい保険では次のサービスをご用意しております。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

サービス		概 要	ご利用対象
緊急時 ホットライン サービス (無料)	緊急時 ホットライン サービス	お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルやインシデントについて、専用ダイヤルにて365日24時間サイバー専門組織が対応し、初動対応から保険金請求、再発防止に至るまでワンストップでご支援します。 東京海上日動の 緊急時ホットラインサービス ブロック サイバー 0120-269-318	情報漏えい保 険ご加入者様 限定
情報・ツール 提供サービス (無料)	情報・ツール 提供サービス	Tokio Cyber Port 上で、次のようなサイバーリスクに関する情報・ツールをご提供いたします。①インシデント対応フロー②従業員の皆様向けテキスト③サイバーリスク情報誌④メールマガジンの定期配信(サイバーリスクに関するニュースダイジェストのお届け、セミナー情報のご案内等)	どなた様でも ご利用いただけ ます(*)
簡易リスク 診断サービス (無料)	簡易リスク 診断サービス (予想損失額シミュ レーション)	お客様のリスクについて、一定のシナリオに基づいたサイバーリスクに関する予想最大損失額を簡易算出し、定量的にリスク診断を実施いたします。	
専門事業者 紹介サービス	平時の 紹介サービス	事故発生前のセキュリティコンサルティングや脆弱性診断、セキュリティログ監視等、お客様のご希望に応じた専門事業者をご紹介します。	
	有事の 紹介サービス	事故発生時の駆けつけ支援、調査・応急対応支援、コールセンター設置支援等、お客様のご希望に応じた専門事業者をご紹介します。	

※本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。
(*)ご利用には、Tokio Cyber Port への無料会員登録が必要です。

専門事業者紹介サービスのご注意

- 本サービスは、ご紹介のみのサービスとなりますので、ご注意ください。
 - ・東京海上日動がご紹介する事業者とのご契約は、お客様ご自身のご判断で実施いただくことになります。
 - ・東京海上日動がご紹介する事業者と必ずご契約いただけることを保証するものではありません。
 - ・東京海上日動がご紹介する事業者との間でサービス委託料等が発生した場合は、全額お客様ご自身の負担となります。
- 本サービスをご利用の際は、利用申込書の「重要事項」を必ずご確認ください。

〈もし事故が起きたときは〉

（サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項で補償対象となる費用（訴訟対応費用を除く））

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

（上記以外）

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

〈ご加入者と被保険者が異なる場合〉

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

〈共同保険について〉

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

〈示談交渉サービスは行いません〉

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置ください。

また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

〈保険金請求の際のご注意〉

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

〈告知義務〉

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。

お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※代理店には、告知受領権があります。

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約（特約条項や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

〈通知義務〉

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

〈ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について〉

- （1） ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- （2） ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合は、ご加入は無効になります。
- （3） 以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

等

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

〈加入者証〉

加入者証が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。保険始期から1か月して加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

〈代理店の業務〉

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*1))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます(*2)。

(*1)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

(*2)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

この保険は、(公社)全国シルバー人材センター事業協会を契約者とし、(公社)全国シルバー人材センター事業協会会員の皆様に記名被保険者とする、情報漏えい保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、契約者である(公社)全国シルバー人材センター事業協会が有します。

このご案内書は、情報漏えい保険およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。情報漏えい保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

なお、このご案内書にはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

<通話料有料>

IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

受付時間：平日 午前 9 時 15 分～午後 5 時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

MEMO